

熊本県公報

号外 第35号の2
平成18年10月4日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 国土利用計画法施行令第17条第7号ハに規定する区域及び面積を定める規則を廃止する規則……………(地域政策課) 1
- 熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則……………(労働雇用総室) 1
- 熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則……………(") 1

規 則

国土利用計画法施行令第17条第7号ハに規定する区域及び面積を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第72号

国土利用計画法施行令第17条第7号ハに規定する区域及び面積を定める規則を廃止する規則

国土利用計画法施行令第17条第7号ハに規定する区域及び面積を定める規則(昭和59年熊本県規則第53号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第73号

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

熊本県立技術短期大学校規則(平成8年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

学科	収容定員	入学定員
精密機械技術科	44人	22人
機械制御技術科	44人	22人
電子情報技術科	44人	22人
情報通信技術科	44人	22人
情報映像技術科	44人	22人

第8条各号列記以外の部分中「高等学校」の次に「又は中等教育学校」を加える。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第73号。この項において「改正条例」という。)附則第2項の規定により存続するものとされたそれぞれの科に係る当該存続する間の収容定員は、この規則による改正後の熊本県立技術短期大学校規則第2条の規定にかかわらず、改正条例の施行の日前から引き続き当該科に在学する者の数とする。

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第74号

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

熊本県立職業能力開発校規則（昭和44年熊本県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、義務教育終了程度の」を「、職業訓練を受講するのに必要な」に、「、次の各号の一に該当しないもの」を「、職業訓練を受講するのに支障がないと認められるもの」に改め、同条ただし書を削る。

第5条中第1号及び第2号を削る。

第19条を第24条とし、第18条第1項中「、同様とする」を「同様とする」に改め、同条を第23条とする。

第17条を第22条とし、第16条を第21条とし、第15条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第20条とする。

第14条を第19条とし、第13条を第14条とし、同条の次に次の4条を加える。

（減免）

第15条 条例第4条第5項の規定による授業料の免除は、次の各号に掲げる場合に限り、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。

（1） 経済的理由により納付が困難であると認められる場合 納付が困難であると知事が認める額

（2） 訓練生が当該年度の9月末日までの訓練期間の途中で退校（第20条の規定による退校処分によるものを除く。）をした場合 年額の2分の1に相当する額

（減免の申請）

第16条 条例第4条第5項の規定により免除を受けようとする者は、免除を受けようとする理由を記載した書類に、その理由を証明する書類を添えて知事に申請しなければならない。

（減免理由消滅の届出）

第17条 条例第4条第5項の規定により免除を受けている者は、当該免除を受けている理由が消滅したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

（減免の取消し）

第18条 知事は、条例第4条第5項の規定により免除を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める月から当該免除を取り消すことができる。

（1） 免除の理由が消滅したとき 当該理由が消滅した日の属する月

（2） 第16条に規定する書類に偽りの記載があったとき 免除をした日の属する月

（3） 第20条の規定による退校処分を受けたとき 当該退校処分を受けた日の属する月

第12条の次に次の1条を加える。

（除籍）

第13条 校長は、訓練生で次の各号のいずれかに該当するものを除籍することができる。

（1） 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないもの

（2） 長期間にわたり行方不明のもの

附 則

この規則は、熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第30号）の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。